

一般社団法人富山県優良住宅協会 会員規約

第1条（会員）

当法人の会員は、定款第7条（会員）に記載するものをいう。

- 2 当法人の会員は、建築を通じ社会の模範たるものであるべきであり各事業者の代表者とし、その立場をわきまえ、個人的感情による発言・行動は厳にこれを慎まなければならない。

第2条（入会）

当法人の会員に入会しようとする者は、定款第8条（入会）による。

- 2 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書に同意した者であること。

第3条（会員種別）

定款第7条に定める会員種別は、以下の通りとする。

1 正会員

正会員は、定款の定めに従い当法人の目的に賛同した者で、地域工務店（住宅の新築及び既存住宅流通・リフォーム等を行う中小建築事業者をいう。）と関連事業者等であり、富山県に事業所を置く者及び富山県を事業領域とする者をいう。

2 賛助会員

賛助会員は、当法人の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る者をいう。

（1）支援事業者会員

業種、所在地、事業地域については不問。第3条の1項の地域工務店を除く者をいう。

（2）個人会員

当法人の目的に賛同し、協力する者をいう。居住地の限定はなし。

第4条（会員の権利）

会員は、当協会が行う情報提供、当協会が実施する事業等に優先的に加入・参加することを得る。会員割引等の適用を得る。

- 2 当協会が有する資源を有効に活用することを得る。

（1）協会ホームページ、メールマガジン、会報等による情報発信

（2）委員会、プロジェクトに参画、業界・関係団体・国自治体等の最新動向収集

- 3 尚、会員のうち、正会員は、当法人の社員総会に際し議決権を有する。

- 4 正会員は、理事・監事を選出する際には、選挙権及び被選挙権を有する。（理事・監事を選出する権利、立候補する権利）

第5条（会員の義務）

会員には、次の義務がある。

- （1）当法人の定める定款、規約規程類を遵守する。

- （2）会員各社の届出事項等に変更が生じた場合は速やかに更新情報を提供する。

（イ）名称及び代表者及び指定代表者の変更

（ロ）所在地及び連絡先の変更

（ハ）各会員が行う工事種別、主たる事業の変更

（ニ）その他、当法人の運営上必要とされる情報

- 2 すべての会員は、反社会的勢力との関係排除の義務を負う。

第6条（退会）

会員は、定款第11条の定めにより、いつでも退会できる。

第7条（禁止事項）

会員は、次の行為について禁止する。

- （1）国・自治体が定める法令への違反行為

- （2）当法人が定める定款、規程等への違反行為

- (3) 当法人の業務を妨げる行為
- (4) 当法人及び会員の名誉を傷つける行為、誹謗中傷
- (5) その他当協会及び会員が不利益となる行為等

第8条（会費）

会費規程により支払う。

第9条（附則）

この規約に関し必要な事項が生じた場合は、理事会で定める。

【附 則】

平成30年9月3日（施行）